記載例１　日本人間の協議離婚の場合

離　婚　届

平成 12 年 4 月 19 日届出

在タイ日本国大使殿

受理	平成12年4月19日 第 120 号
送付	平成　年　月　日 第　号

公務印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
(1)	(よみかた) 氏名	うえはら ゆきお 上原 行夫	うえはら しゅうこ 上原 修子
	生年月日	昭和 35 年 6 月 23 日	昭和 39 年 4 月 21 日
	住所	タイ国バンコク都ワッタナー区北クロントーイ町 スクムビット路 19 小路 15 番 世帯主の氏名 上原行夫	タイ国チョンブリ県シラチャー郡スラサック町 ジュームジョンポン路 35 番 世帯主の氏名 上原修子
(2)	本籍（夫または妻が外国人のときはその国籍）	東京都千代田区平河町１丁目４番地	
		筆頭者の氏名 上原行夫	（□夫 □妻 の国籍）
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	夫の父 上原幸夫 続き柄 長男 母 松子	妻の父 島野忠 続き柄 長女 母 恵
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚 □調停 年 月 日成立	□審判 年 月 日確定 □判決 年 月 日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ☑妻 は ☑もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる 京都市北区小山初音町１８番地 筆頭者の氏名 島野忠	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 上原太郎
(6)(7)	同居の期間	平成元年 8 月から（同居を始めたとき）	平成 12 年 3 月まで（別居したとき）
(8)	別居する前の住所	タイ国バンコク都ワッタナー区北クロントーイ町スクムビット路 19 小路 15 番	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6.仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫 上原行夫 印	妻 上原修子 印
	事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話番号 タイ +66-081-931-XXXX
日本 +81-3-5501-XXXX ）

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名押印	山田信太郎 印	石井美和 印
生年月日	昭和 23 年 10 月 9 日	昭和 30 年 3 月 7 日
住所	タイ国バンコク都パトゥムワン区ルンピニー町 ランスアン路 25/3 番	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市１番街１ 番地 号
本籍	東京都千代田区平河町 ２丁目１０ 番地	東京都大田区蒲田 １丁目１ 番地

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに図のようにしるしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で離婚したときは、３か月以内に離婚証明書（外国の裁判所で離婚したときは、判決書の謄本及び確定証明書）をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に離婚確定年月日及び離婚の方式（離婚判決による場合は、その裁判所名）を記載してください。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
9. 夫婦がともに日本人のときは、届書２通（復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは３通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書２通出してください。
10. 戸籍謄本２通（うち１通はコピーでもよい）が必要ですので、あらかじめ用意してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いて下さい。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。